国民健康保険 一部負担金減免制度のご案内

★ 事前にお電話の上、相談窓口までお越しください。

【どんな制度？】

○国民健康保険の被保険者の方が、概ね１年以内に起きた災害や失業などの**「特別な理由」**によって、一部負担金（医療費）の支払いにお困りの時に、負担限度額以内の一部負担金の減額や免除を受けることができます。減額や免除された一部負担金は、医療機関等の請求により那覇市の国保が医療機関に支払います。

○**一時的に生活が困窮した被保険者の医療負担を軽減することが目的のため、**恒常的な生活困窮で申請された被保険者の方には、生活保護ご相談の案内をしています。

【特別な理由とは？】

○災害により世帯主が死亡し、障がい者となった場合、または、住宅が半壊・半焼以上の損害を受けたとき。

○干ばつや台風等による農作物の不作、不漁になって収入が著しく減少したとき。

○事業の休廃止や失業で、収入が著しく減少したとき。

○世帯主が犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となったとき。

【減額や免除を受けられる対象は？】

○傷病により、入院・通院中であること。

○申請月を含め前３カ月の**世帯全員の収入の合計**が、減額基準額(※3)や免除基準額(※2)以下であること。(年金や仕送り等の収入の全てを含めて審査します。)

○**世帯全員の預貯金額の合計**が基準生活額(※1)の３月分以下であること。

※1 生活保護法に定める生活保護基準のうち、生活、教育及び住宅の扶助の基準額の合計額。

※2 生活基準額に 1.55 を乗じた額以下。

※3 免除基準額を超え、基準生活額に 1.260 を乗じた額以下。

【医療機関を受診するときは？】

○一部負担金の減免が承認された被保険者へ「証明書」を交付します。医療機関等の窓口で証明書を提示することで一部負担金の支払いの減額や免除を受けることができます。

○国保の保険給付の対象外の経費や、入院時の食事代などの費用は、この制度の対象ではありませんので、自己負担となります。

○原則として、すでに支払った医療費の払戻しはできません。医療機関に減免申請中と伝え、支払いについて医療機関とご相談下さい。

裏面もご覧ください

【申請に必要なもの】

①資格確認書　等

②申請書(「医師の意見」欄に記入及び押印されている必要が有ります。)

③生活状況申告書(給与所得以外の収入の方の世帯全員分)

④給与証明書(給与収入の方の世帯全員分)

⑤同意書(財産等の調査と不正が有った時の返還に関する同意書)

⑥り災証明書または被災証明書の写し(災害の場合)

⑦世帯全員の預金通帳(過去１年間の入出金が記帳されている全ての通帳。定期預金等も含む。)

⑧失業保険や年金を受けていることが分かるもの

⑨認印

②～⑤は国民健康保険課に用意しております。

必要に応じ上記以外の書類等の提出を求めることが有ります。

※　上記 ③ ④ ⑧ については

（令和　　年　　月～令和　　年　　月分）を全て準備して下さい。

お問い合わせ先

那覇市国民健康保険課給付ｸﾞﾙｰﾌﾟ（一部負担金の減免担当）

Tel　098-862-4262　内線　2505